

令和7年度 ぎふ県産材利用促進施設等整備事業

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単事業】

・木造化支援（福祉・商業・観光・医療施設等の木造化支援）

対象施設	福祉関連施設・商業施設・観光施設・医療施設
面積要件	○福祉関連施設 延べ床面積が概ね300㎡以上 ○商業施設・観光施設・医療施設 延べ床面積 概ね100㎡以上
県産材 使用基準	・木質部の80%以上にぎふ証明材等を使用※1 ・主要構造はすべてJAS製材品等を使用 又はぎふ証明材等を使用
補助額	17,000円／㎡（上限30,000千円）
協定締結者	○補助事業者が協定締結者※2の場合の追加の補助要件 ・県外施設も対象 ・商業・観光・医療施設で延べ床面積500㎡以上 18,700円／㎡（上限50,000千円） ・商業・観光・医療施設で延べ床面積1,000㎡以上 19,550円／㎡（上限50,000千円）
その他	・国・県及び市町村との補助制度との併用は可能（ただし、林野庁の補助金は除く）

※1 ぎふ証明材等 : 「岐阜証明材推進制度」に基づき認証された木材又は「森林認証制度」に基づき県内のF M認証森林で伐採され、C o C認証事業体により製材・加工・流通が行われた木材

※2 協定締結者 : 岐阜県木の国・山の国県産材利用促進協定を県と締結した事業者

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単事業】

・木造化支援（新技術・新製品を活用した施設の木造化支援）

対象施設	新たな部材や新技術を活用した、モデル性が高いものとして知事が認める施設
面積要件	概ね100㎡以上
県産材 使用基準	・木質部の80%以上にぎふ証明材等を使用 ・主要構造はすべてJAS製材品等を使用 又はぎふ証明材等を使用
補助額	補助対象経費の1/2以内（上限30,000千円）
協定締結者	○補助事業者が協定締結者の場合の追加の補助要件 ・県外施設も対象 ・延べ床面積500㎡以上 補助対象経費の1/2以内（上限50,000千円）
その他	・国・県及び市町村との補助制度との併用は可能（ただし、林野庁の補助金は除く）

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単事業】

・木造化支援（小規模施設の木造化支援）

対象施設	教育関連施設、福祉関連施設、公共施設、管理施設、休憩施設、展望施設、観光案内施設、農林産物販売所、集会施設、畜舎、土木資材利用施設（防護壁、木柵、土留等）、四阿、階段、ガードレール、木橋、木製遊具、バス停、公衆トイレ、パーゴラ 等
面積要件	概ね5㎡以上300㎡未満
県産材 使用基準	・ 概ね2㎡以上木材を使用 ・ 木質部の90%以上ぎふ証明材等を使用
補助額	補助対象経費の1/2以内（上限3,000千円）
協定締結者	なし
その他	・ 他国・県補助金との併用は、補助対象施設が建築物以外の場合は原則不可 ・ 市町村単独補助は可

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単事業】

・内装木質化支援

対象施設	福祉関連施設・商業施設・観光施設・医療施設・市町村役場庁舎
県産材 使用基準	原則としてぎふ証明材等、厚さは概ね10mm以上
補助額	施工面積1㎡あたり5千円以内（準不燃材以上使用の場合は10千円以内）
協定締結者	○補助事業者が協定締結者の場合の追加の補助要件 ・事務室等も補助対象
その他	・国・県及び市町村との補助制度との併用は可能（ただし、林野庁の補助金は除く）

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単事業】

・備品導入支援

対象施設	教育関連施設・福祉関連施設・商業施設・観光施設・医療施設		
補助額	1 / 2 以内 上限5,000千円 ※備品ごとに上限額を設定		
備品種別県産材使用基準等	備品種別	上限額	県産材使用基準
	机・テーブル	80千円／脚	すべてぎふ証明材等で製作されたもの
	椅子・ベンチ	40千円／脚	背・座・脚のいずれか2か所以上にぎふ証明材等が現しで使用されているもの
	ソファ	90千円／脚	
	ベッド	100千円／床	ベッドフレームがすべてぎふ証明材等で製作されたもの
	収納・陳列棚	100千円／台	すべてぎふ証明材等で製作されたもの
	上記以外	知事が別途決定した額	すべてぎふ証明材等で製作されたもの
協定締結者	○補助事業者が協定締結者の場合の追加の補助要件 ・ 県外及び事務所等への導入も対象 ・ 複数個所に導入する場合：上限10,000千円		
その他	・ 他国・県補助金との併用は、原則不可 ・ 市町村単独補助は可		